

改正

昭和61年3月公安委員会規程第4号
昭和62年3月公安委員会規程第2号
平成6年12月公安委員会規程第5号
平成8年3月公安委員会規程第1号
平成10年7月公安委員会規程第2号
平成16年3月公安委員会規程第1号
平成17年12月公安委員会規程第8号
平成18年4月公安委員会規程第2号
平成18年6月公安委員会規程第6号
平成25年3月公安委員会規程第5号
平成31年4月公安委員会規程第2号
令和元年6月公安委員会規程第1号
令和3年3月29日公安委員会規程第2号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第38条及び少年指導委員規則（昭和60年国家公安委員会規則第2号）の規定を実施するため、少年指導委員の委嘱等に関する規程を次のように定める。

少年指導委員の委嘱等に関する規程

（趣旨）

第1条 この規程は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「法」という。）及び少年指導委員規則（以下「規則」という。）に規定する少年指導委員の委嘱等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（活動区域及び配置人員）

第2条 規則第2条第1項の規定に基づく少年指導委員の活動区域（以下単に「活動区域」という。）及び当該区域に配置する少年指導委員の人員は別に定める。

（委嘱）

第3条 少年指導委員は、法第38条第1項の規定によるほか、次の各号に掲げる要件を充たすものとして、活動区域を管轄する警察署長（以下単に「警察署長」という。）から推せんがあった者のうちから委嘱する。

- (1) 原則として、活動区域を管轄する警察署の管轄区域内に居住し、又は勤務する者
- (2) 活動区域の実情に精通している者
- (3) 少年指導委員として適任と認められる者

2 前項の警察署長の推せんは、別記様式第1号の少年指導委員推せん書により行うものとする。

3 前2項の規定に基づく委嘱は、別記様式第2号の委嘱状を交付して行う。

（青森県報への掲載）

第4条 少年指導委員を委嘱したときは、青森県報（青森県報発行規程（昭和51年3月青森県告示第209号）に基づく青森県報をいう。）に掲載するものとする。

（解嘱等）

第5条 少年指導委員の解嘱は、法第38条第6項各号の解嘱事由に該当するものとして、警察署長から上申を受けた者について行う。この場合において、警察署長の上申は、別記様式第3号の少年指導委員解嘱上申書により行うものとする。

2 少年指導委員の辞職の承認は、少年指導委員から辞職の願い出があった場合で、前項に規定する解嘱事由に該当しないものとして、警察署長から上申を受けた者について行う。この場合において、警察署長の上申は、別記様式第3号の2の少年指導委員辞職承認上申書により行うものとする。

（弁明の機会の通知）

第6条 規則第8条に規定する弁明の機会の通知は、期日、場所及び理由を記載した別記様式第4号の通知書により、当該期日の2週間前までに行うものとする。

(少年指導委員記章等)

第7条 少年指導委員には、その身分を明らかにするため、別図1の少年指導委員記章、別図2の少年指導委員証及び法第38条の2第4項に規定する証明書(以下「立入証明書」という。)を貸与する。

2 少年指導委員は、委嘱期間が満了したとき、又は解嘱となったときは、少年指導委員記章、少年指導委員証及び立入証明書を返納するものとする。

3 少年指導委員は、少年指導委員記章、少年指導委員証及び立入証明書を破損し、又は紛失したときは、別記様式第5号の紛失等届出書により遅滞なく公安委員会へ届け出て、再交付を受けるものとする。

(立入りに係る指示及び報告)

第8条 法第38条の2第2項に規定する立入りに係る指示は、別記様式第6号の指示書により行うものとする。

2 法第38条の2第3項に規定する立入りに係る報告は、別記様式第7号の報告書により行うものとする。

(少年指導委員名簿等の備付け)

第9条 青森県警察本部長及び警察署長は、別記様式第8号の少年指導委員名簿を備付けておくものとする。

2 少年指導委員は、警察署長と連絡を密にし、その活動結果については、別記様式第9号の少年指導委員活動記録に記載しておくものとする。

(災害補償)

第10条 少年指導委員の職務遂行中における災害補償は、青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例(昭和42年12月青森県条例第39号)の定めるところによる。

附 則

この規程は、昭和60年3月28日から施行する。

附 則(平成16年公安委員会規程第1号)

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成18年公安委員会規程第2号)

この規程は、平成18年5月1日から施行する。

附 則(平成18年公安委員会規程第6号)

この規程は、平成18年6月22日から施行する。

附 則(平成25年公安委員会規程第5号)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成31年公安委員会規程第2号)

この規程は、平成31年4月26日から施行する。

附 則(令和元年公安委員会規程第1号)

この規程は、令和元年7月1日から施行する。

附 則(令和3年3月29日公安委員会規程第2号)

(施行期日)

第1条 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

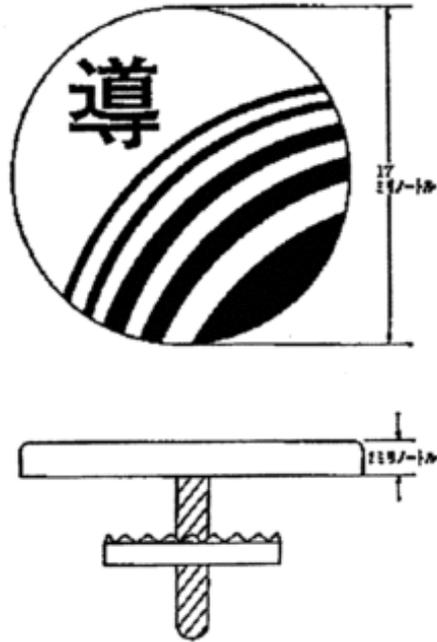
(経過措置)

第2条 この規程による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、当分の間、この規程による改正後の様式によるものとみなす。

2 旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別図1(第7条関係)

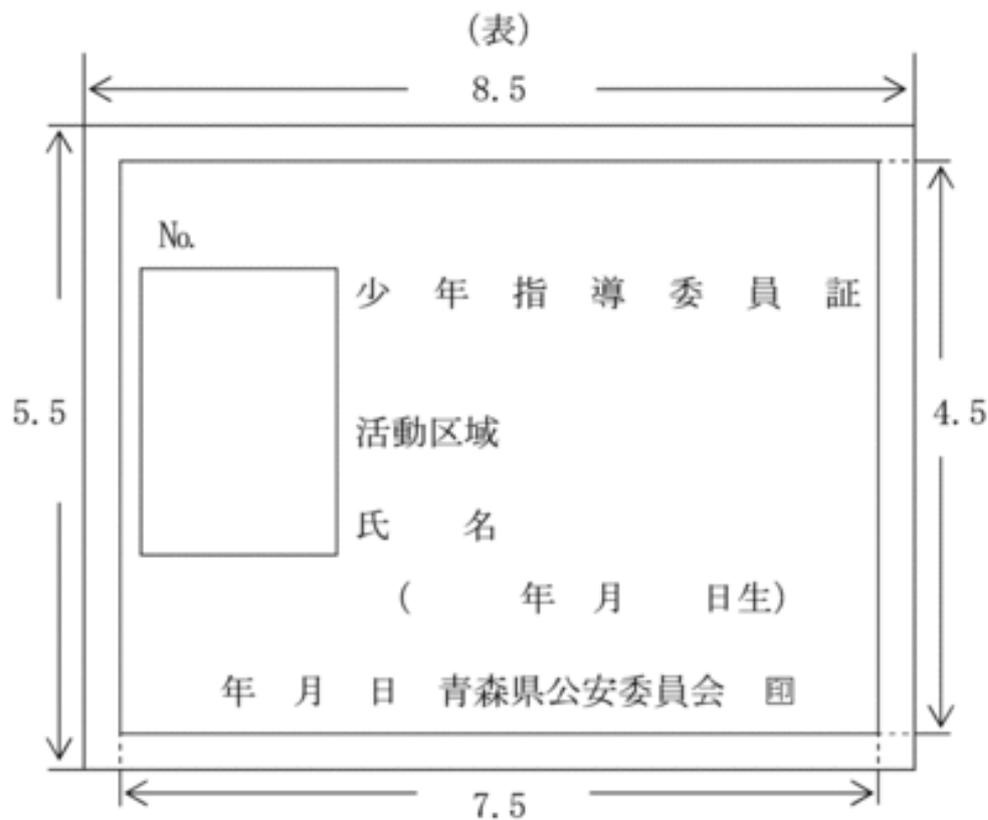
少年指導委員記章の制式



色及び地質	紺色と金メツキの金属
制式	<p>1 円形とし、表面は地模様が紺色で左上部に「導」の文字及び右下部に波紋の模様を金メツキで浮き出す。</p> <p>2 裏面は金メツキでネジ止めとする。</p>

別図2（第7条関係）

少年指導委員証の制式



(裏)

1. 少年指導委員は、その職務を行う場合（法第38条の2第1項の規定による立入りをする場合を除く。）は、この証明書を携帯し、関係人から請求があったときは、これを提示しなければならない。
2. この証明書は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
3. この証明書を破損し、又は紛失したときは、その旨を遅滞なく発行者に届け出なければならない。
4. この証明書は、少年指導委員の身分を失ったときは、発行者に返納しなければならない。
5. この証明書の有効期間は、発行の日から2年とする。

- 備考 1 表側の色彩は、縁を淡緑色、文字を黒色、地を白色とする。
- 2 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

第 号
年 月 日

青森県公安委員会 殿

警察署長 団

少年指導委員推せん書

次の者は、少年指導委員として適格であると認められるので推せんします。

記

本 籍						
住 所						
フリガナ		職 業	性 別			
氏 名 生年月日	年 月 日生		男・女			
職歴及び 青少年団体 加入歴	家族 構成	氏 名	続柄	年齢	職業等	
賞 罰						
少年補導 活動歴						
推せん理由						

（注）用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。
別記様式第2号（第3条関係）

第 号

委 嘱 状

殿

あなたを少年指導委員として委嘱します。

年 月 日から

委嘱期間

年 月 日まで

年 月 日

青森県公安委員会 印

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。
別記様式第3号(第5条関係)

号
年 月 日

青森県公安委員会 殿

警察署長 印

少年指導委員解嘱上申書

次の者は、少年指導委員の解嘱事由に該当するので上申します。

記

氏 名	
解 嘱 事 由	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第38条第5 項第 号
調 査 結 果	
警 察 署 長 意 見	
備 考	

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。
別記様式第3号の2(第5条関係)

警第 号
年 月 日

青森県公安委員会 殿

警察署長 印

少年指導委員辞職承認上申書

下記少年指導委員から、辞職の願い出があったので上申します。

記

住 所 職 業 ふりがな 氏 名 生年月日	年 月 日生 (歳)
理 由	
備 考	

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。
別記様式第4号(第6条関係)

通 知 書

年 月 日

住所

殿

青森県公安委員会 印

少年指導委員規則第9条の規定によりあなたの弁明を聴くこととしたから次により出頭されるよう通知します。

記

出頭の日時	
出頭の場所	
理 由	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第38条第5項第 号の要件に抵触すると思料するため

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。
別記様式第5号(第7条関係)

年 月 日

青森県公安委員会 殿

紛失等届出書

住所 職業 ふりがな 氏名 生年月日 電話	年 月 日生 (歳) — () —
物件	<ul style="list-style-type: none">・少年指導委員記章・少年指導委員証・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第38条の2第4項に規定する証明書
紛失等の 状況	<ul style="list-style-type: none">・ 日時・ 場所・ 経緯
備考	

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。
別記様式第6号(第8条関係)

指 示 書

氏 名

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第38条の2第1項に規定する立入りについて、同条第2項の規定により次のとおり指示する。

年 月 日

青森県公安委員会

指示事項		指 示 内 容
立 入 り 場 所 実 施	法第37条第2項各号 に掲げる営業所等の 種別	
	立入りを実施すべき 活動区域	
立入りを実施すべき期日又 は期間		
立入りを実施するに当たっ ての留意事項		

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。
別記様式第7号(第8条関係)

報 告 書

年 月 日

青森県公安委員会 殿

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第38条の2第1項に規定する立入りを、 年 月 日付け指示書に基づき実施したので、同条第3項の規定により次のとおり報告する。

実施者氏名	
立入りを実施すべきと指示された活動区域	
立入りを実施すべきと指示された期日又は期間	

立 入 り 場 所	業 種	<input type="checkbox"/> 風俗営業 <input type="checkbox"/> 性風俗関連特殊営業 <input type="checkbox"/> 深夜飲食店営業等	名 称	(<input type="checkbox"/> 営業所 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 待機所)
	所在地等			
立入りを実施した日時	年 月 日 午前・午後 時 分頃			
立入りを実施した結果				
その他参考となるべき事項				

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。
別記様式第8号(第9条関係)

少年指導委員名簿					
少年指導 委員証 番号				委嘱期間	年 月 日から 年 月 日まで
フリガナ				職 業	写 真
氏 名 生年月日	年 月 日生				
本 籍					
住 所	電話番号 ()				
職 歴				青少年 団 体 加入歴	
家 族 関 係				少年補導活動歴	
続柄	氏 名	年齢	職業等	研 修 歴	
				表 彰 歴	
備 考					

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。
別記様式第9号(第9条関係)

少年指導委員活動記録

氏名	
活動区域	
活動日時	年 月 日 時 分～ 時 分
警察署 連絡事項	
活動項目	活 動 内 容

備 考	

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。